

司法試験問題事前漏えいについての調査、処分に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年八月八日

前川清成

参議院議長 江田五月 殿



司法試験問題事前漏えいについての調査、処分に関する質問主意書

慶應義塾大学法科大学院の植村栄治教授（以下「植村教授」という。）が事前に司法試験の問題を漏えいしていたとの疑惑（以下「本件疑惑」という。）については、私も既に平成十九年六月二十八日付け「司法試験審査委員による司法試験問題の事前漏えいに関する質問主意書」（第一六六回国会質問第五七号）（以下「前回質問主意書」という。）において指摘したとおり、国民の司法不信を招きかねず、深く憂慮される。ところが、前回質問主意書に対する答弁書や、その後の報道等に接する限り、政府が司法試験の公平性、平等性、開放性を理解、尊重し、本件疑惑についても誠実かつ適正に取り組む意思と能力を持ち合わせているか、疑問である。

そこで、以下質問する。

一 前回質問主意書一において「調査はいつ完了するか」と問い質したにもかかわらず、この点の答弁が脱漏している。本件疑惑に関する政府の調査はすべて完了したのか、明らかにされたい。

二 前回質問主意書二に対する答弁では、植村教授を司法試験審査委員に任命した理由について、必要な学識を有するゆえに司法試験委員会の推薦に基づいて任命したとあるが、この答弁は私が質問主意書におい

て問い質す必要もない手続を答えたにすぎず、不誠実である。ついでには、司法試験委員会は、植村教授のいかなる学識ゆえに司法試験考査委員に推薦したのか、明らかにされたい。また、その推薦に当たっては、植村教授の学識のみが斟酌され、同人の人格、識見等の調査等、司法試験の公平性に関する配慮はなされなかつたのか、明らかにされたい。

三 前回質問主意書三に対する答弁では、植村教授について司法試験考査委員を解任したとあるが、その解任理由を詳細に示されたい。政府の調査においても本件疑惑を否定することができなかつたのであれば、植村教授による漏えいの時期、内容、態様、漏えい対象者の人数と属性（とりわけ慶應義塾大学生らに限られるか、本年度受験生も含まれているか）等、漏えい行為の詳細を明らかにされたい。

四 植村教授の漏えい（あるいは漏えい疑惑）は、本年度の司法試験、特に植村教授から漏えいを受けた受験生らの成績にいかなる影響を与えたのか、明らかにされたい。司法試験に限らず、いかなる試験においても、事前に問題を知らされていた受験生と、そうではない受験生とでは、前者が著しく有利であり、よつて試験の公正さを害することは明白である。他の受験生の公平感を阻害しないためにも、司法試験の公平性に対する国民の理解のためにも、誰もが容易に納得できる明快な答弁を示されたい。

五 前回質問主意書十に対する答弁では、「再発防止」のために、すべての司法試験審査委員に対して「試験の公正さに疑念を抱かせかねないような行為」をすることがないように注意を促したとある。

1 ここに言う「再発防止」とは何か、いかなる事態を再び引き起こしてはならないのか、明らかにされたい。

2 司法試験審査委員らに注意を促した「試験の公正さに疑念を抱かせかねないような行為」とは具体的にはいかなる行為を指すか明らかにされたい。

3 司法試験審査委員らにおいては「試験の公正さに疑念を抱かせかねないような行為」と、そうではない行為との境界を区別することができるのか。「区別できる」と答弁するのであれば、その理由も明らかにされたい。

4 仮に司法試験審査委員が「試験の公正さに疑念を抱かせかねないような行為」に至ったとき、今後政府はどのように対処するか明らかにされたい。

5 政府は「再発防止」を司法試験審査委員らに対する注意のみに依存するのか、明らかにされたい。

六 慶應義塾大学は、植村教授に対して「懲戒免職処分相当」との結論に達したものの、植村教授の反省を

理由に辞職願を受理したと報道されている。

1 政府はこの事実を確認しているのか明らかにされたい。仮に確認していないのであれば、なぜ確認していないのか、政府は確認する必要があると考えているのか、単に政府の情報収集能力が劣っているのか、それぞれ明らかにされたい。

2 政府はこの事実を確認しているのであれば、「懲戒免職処分相当」との結論に至った理由を承知しているか。承知しているのであれば、懲戒事由を明らかにされたい。

七 植村教授以外の司法試験考査委員あるいは慶應義塾大学以外の法科大学院において、事前に司法試験の問題が漏えいしていた事実はなかったか、結論及びその結論に至った調査の委細（対象、方法等）を明らかにされたい。この点、植村教授と同様の疑惑を指摘されている十人弱の司法試験考査委員に対してだけ、しかも自己申告を求めたにすぎないとの報道もあるが、そのとおりであれば極めて不徹底であると考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。